

本市では、ごみ全体のうち燃えるごみが約9割を占めており、そのうちの約4割以上が生ごみです。生ごみは水分を多く含むため焼却処分の効率を低下させてしまい、使用する燃料の増加や、ごみの搬入量に対して焼却作業が追い付かないなどの悪影響を及ぼします。生ごみを減らすため、心掛け一つでできる「生ごみダイエット」のポイントを紹介しますので、皆さんで取り組んでみましょう。

Point1 食材は使い「きる」

食材は必要な分だけ購入し、無駄なく使いましょう。

余りを冷凍保存する場合は、冷凍焼けで捨てるしてしまうことが無いよう、計画的に使いきりましょう。

Point2 料理は食べ「きる」

作り過ぎに注意!

料理は食べきれる量を作りましょう。

Point3 生ごみは水気を「きる」

生ごみのうち7割は水分が占めています。水気を切ることが減量の近道です。

三角コーナーや水切りネットを利用して、水気を切ってから捨てましょう。

水気を切るために、もうひと手間!



野菜や果物の皮は
一晩乾かしてから
ごみ箱へ



水切りネットを
ぎゅっと絞って
ごみ箱へ

どちらも
減量効果
1割アップ!

水切りネットを触りたくない場合は?



ペットボトルで水切りグッズ
が簡単に作れます!

ペットボトルの上部を切り、切った部分に
テープを貼ると、水切りグッズに!

あなたの街の

法律相談

～第70回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「歩行者との交通事故(運転者の対応)」です。

問まちづくり支援課 ☎ 51-6777

Q 自動車を運転中、歩行者とぶつかってしまいました。どうしたらいいでしょうか。

A まず歩行者のけがを確認し、必要であればすぐに救急車を呼びましょう。次に警察に連絡して、事故の発生場所や状況を伝え、指示を受けてください。また、保険会社にも連絡して、どうすれば良いか助言をもらいましょう。

Q 歩行者は「大したけがではないから、救急車を呼ばなくてもいい」と言っています。

A 基本的に救急車を呼ぶことをお勧めします。けがの程度の判断は、救急隊に任せることが賢明です。軽いように見えても、後で大きなけががあったことが判明する可能性もあります。法律上、交通事故で負傷者が発生した場合、運転者は救護義務を負っています。したがって、後で「負傷者がいるのに救助しなかった」として、責任を問われる可能性もあります。

Q 歩行者は入院することになりました。運転者自身でやることはありますか。

A 賠償の話は保険会社に任せるとしても、常識としてお見舞い・お詫びに行きましょう。ただし、相手の治療状況や被害感情によっては、時間を置いてから訪問した方がよいケースもあります。保険会社の担当者に相談してみてください。

Q 歩行者が突然飛び出してきたので、事故の原因は歩行者にあると思います。

A 法律上、自動車と歩行者の事故の場合、自動車側の過失がゼロとなるケースはほとんどありません。一番の理由は、凶器になり得る自動車を運転する以上、運転者には安全に運転する義務が課されているからです。

そして、事故の原因がどうであれ、あなたの運転によってけがをした人がいるのです。その人だけでなく、心配する家族など多くの人が傷ついています。過失や賠償の話は脇において、その事実と向き合えば、おのずとなすべきことが分かると思います。

(文責 弁護士 十枝内 亘)
弁護士法人十枝内総合法律事務所
☎ 21-4005